

足場の組立て等の業務に係る特別教育の義務化

(適用日：平成 27 年 7 月 1 日)

このたび、労働安全衛生規則の改正により工事現場の仮設足場からの墜落災害防止措置を強化するため「特別教育」が義務化されました。

7 月 1 日の施行日以降、新たに足場の組立てなどの作業に就く労働者は、「特別教育」を受講しなければ作業に就くことができなくなります。

この特別教育は、新規就業者だけでなく適用日時点（平成 27 年 7 月 1 日）で、現に足場の組立て、解体又は変更に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事している者についても、受講しなければならなくなりました。

特別教育の科目時間は裏面のとおりです。

但し、既従事者の時間数は経験があるため 3 時間です。

また、カリキュラムは裏面のとおりです。

足場の組立て等の業務に係る<既従事者に対する教育>特別教育のご案内について

- 開催日時 第 1 回 平成 29 年 6 月 27 日（火） 13:20～16:45
- 開催場所 西宮市立勤労会館 4 階第 8 会議室（西宮市松原町 2-37）



- 対象者 <既従事者に対する教育>
- 受講料 会員 5,400 円（税込）、テキスト代 800 円（税込）
会員外 6,480 円（税込）、テキスト代 800 円（税込）
- 定員 80 名
- 申込方法 申込書に記入の上、受講料を添えてお申してください。
尼崎労働基準協会ホームページから申し込み可能。
- その他
 - ①研修終了後、修了証を交付いたします。
 - ②受講者は、受講票・筆記用具を持参下さい。
 - ③お申込後の取消し及び次回への変更は出来ません。但し、受講者の変更は可能です。
また、一旦納入された受講料は返金出来ませんので日程等確認下さい。
 - ④各受講者の個人情報、当協会が安全に管理し、本教育の目的以外には使用いたしません。
 - ⑤裏面もご覧ください。

カリキュラム

		科目	新規就業者に対する時間	既従事者に対する時間
学科教育	I	足場及び作業の方法に関する知識	3時間	1時間30分
	II	設備、機械、器具、作業環境等	30分	15分
	III	労働災害の防止に関する知識	1時間30分	45分
	IV	関係法令	1時間	30分
	計		6時間	3時間

申込先⇒ ○尼崎労働基準協会 尼崎市昭和通 3-96 尼崎商工会議所内 TEL06-6411-8881

*建設教育訓練助成金対象（詳細は協会まで）